Ｋ８００－２　経尿道的電気凝固術	9,060点
Ｋ８００－３　膀胱水圧拡張術	6,410点
注１　間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
２　灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
３　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
Ｋ８０１　膀胱単純摘除術	
１　腸管利用の尿路変更を行うもの	48,650点
２　その他のもの	44,790点
Ｋ８０２　膀胱腫瘍摘出術	10,610点
Ｋ８０２－２　膀胱脱手術	
１　メッシュを使用するもの	30,880点
２　その他のもの	16,860点
Ｋ８０２－３　膀胱後腫瘍摘出術	
１　腸管切除を伴わないもの	11,100点
２　腸管切除を伴うもの	21,700点
Ｋ８０２－４　腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	12,710点
Ｋ８０２－５　腹腔鏡下膀胱部分切除術	14,710点
Ｋ８０２－６　腹腔鏡下膀胱脱手術	34,980点
注　メッシュを使用した場合に算定する。	
Ｋ８０３　膀胱悪性腫瘍手術	
１　切除	29,190点
２　全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	66,890点
３　全摘（尿管Ｓ状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの）	80,160点
４　全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	107,800点
５　全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）	110,600点
６　経尿道的手術	
イ　電解質溶液利用のもの	12,300点
ロ　その他のもの	10,400点
Ｋ８０３－２　腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	89,380点
Ｋ８０３－３　腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	87,380点
Ｋ８０４　尿膜管摘出術	10,950点
Ｋ８０４－２　腹腔鏡下尿膜管摘出術	15,050点
Ｋ８０５　膀胱瘻造設術	3,530点
Ｋ８０６　膀胱皮膚瘻閉鎖術	7,870点
Ｋ８０７　膀胱腟瘻閉鎖術	25,180点
Ｋ８０８　膀胱腸瘻閉鎖術	25,180点
Ｋ８０９　膀胱子宮瘻閉鎖術	33,800点
Ｋ８０９－２　膀胱尿管逆流手術	23,520点
Ｋ８０９－３　腹腔鏡下膀胱内手術	32,000点
Ｋ８１０　ボアリー氏手術	35,150点
Ｋ８１１　腸管利用膀胱拡大術	41,910点
Ｋ８１２　回腸（結腸）導管造設術	43,100点
Ｋ８１２－２　排泄腔外反症手術	
１　外反膀胱閉鎖術	64,030点
２　膀胱腸裂閉鎖術	103,710点
（尿道）	
Ｋ８１３　尿道周囲膿瘍切開術	1,160点
Ｋ８１４　外尿道口切開術	1,010点
Ｋ８１５　尿道結石、異物摘出術	
１　前部尿道	2,180点
２　後部尿道	5,250点
Ｋ８１６　外尿道腫瘍切除術	2,180点
Ｋ８１７　尿道悪性腫瘍摘出術	
１　摘出	27,550点
２　内視鏡による場合	20,110点
３　尿路変更を行う場合	54,060点
Ｋ８１８　尿道形成手術	
１　前部尿道	17,030点
２　後部尿道	37,700点
Ｋ８１９　尿道下裂形成手術	33,790点
Ｋ８１９－２　陰茎形成術	33,790点
Ｋ８２０　尿道上裂形成手術	39,000点
Ｋ８２１　尿道狭窄内視鏡手術	15,040点
Ｋ８２１－２　尿道狭窄拡張術（尿道バルーンカテーテル）	14,200点
Ｋ８２１－３　尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
Ｋ８２２　女子尿道脱手術	7,560点
Ｋ８２３　尿失禁手術	
１　恥骨固定式膀胱頸部吊上術を行うもの	23,510点
２　その他のもの	20,680点
Ｋ８２３－２　尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術	23,320点
注　コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
Ｋ８２３－３　膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）	23,320点
注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
Ｋ８２３－４　腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
Ｋ８２３－５　人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点
第11款　性器	
区分	
（陰茎）	
Ｋ８２４　陰茎尖圭コンジローム切除術	1,130点
Ｋ８２５　陰茎全摘術	16,630点
Ｋ８２６　陰茎切断術	5,850点
Ｋ８２６－２　陰茎折症手術	8,550点
Ｋ８２６－３　陰茎様陰核形成手術	5,850点

第明治三十五種郵便物認可